

公益社団法人日本口腔インプラント学会 特任理事規程

令和6年7月21日 制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）における特任理事に関しては、本学会定款第33条の規定に基づくほか、この規程の定めるところによる。

(特任理事の承認及び委嘱)

第2条 理事長は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性確保のため、必要と認めたときに、その職務を特定した上で、特任理事を若干名置くことができる。

2 特任理事は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 特任理事は、委嘱日において満70歳未満であることを条件とし、特任理事が行う職務の専門性等を考慮し、本学会の代議員又は、外部の有識者から選任し要請する

なお、第6条に規定する任期中に満70歳に到達する者は、特任理事とはなれない。

(会議出席及び議決権)

第3条 特任理事は、与えられた職務につき理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

2 特任理事は、その職務の内容に応じ、理事長が要請した場合に理事会に出席することができる。ただし、議決権の行使はできない。

(報酬)

第4条 特任理事の報酬は、原則無報酬とする。

(旅費)

第5条 特任理事の旅費は、本学会の旅費規程により支給する。

(任期)

第6条 特任理事の任期は、職務の目的完了又は本学会役員任期の当該期の期間満了のどちらか先に到来した日までとする。

(雑則)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、令和6年7月21日に制定し、同日から施行する。

なお、特任理事規程の制定に伴い、同規程の施行の日において本学会参与規程は廃止する。